

平成 15 年 9 月 26 日

各 位

所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
会社名 株式会社 有線ブロードネットワークス
代表者の役職名 代表取締役社長 宇野 康秀
(コード番号：4842 ヘラクレス)
問い合わせ先
責任者役職名 取締役管理本部長 佐藤 英志
電話番号 03(3509)7112

2006年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

平成 15 年 9 月 25 日開催の当社取締役会において、2006 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 名 称

株式会社有線ブロードネットワークス 2006 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」といい、本社債の一部をなす新株予約権を「本新株予約権」という。）

2. 本社債の券面の様式、数量など

(1) 様式

本社債の券面は、本社債を表章する無記名式の新株予約権付社債券（以下「本社債券」という。）とする。

(2) 数量

5,000,000,000 枚。なお、受渡の便宜上、当初、本社債総額を表章する包括社債券 1 枚を発行する。

(3) 代替本社債券の発行

将来、本社債券の紛失、盗難もしくは滅失の場合に所持人の請求に基づき、適切な証明及び保証を条件として代替本社債券を発行することがある。

3. 本社債の額面金額

(1) 各本社債の額面金額

1 円。なお、上記 2.(2)記載の包括社債券の場合は、本社債の額面総額

- (2) 本社債の額面総額
5,000,000,000 円

- 4. 本社債の利率
利息は付さない。

- 5. 本社債の発行価額
額面金額の 100%

- 6. 本社債の償還方法及び期限

- (1) 満期償還

2006 年 10 月 16 日（償還期限）に額面金額の 100%で償還する。

- (2) 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払遅滞その他本社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ、受託会社が本社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行った場合、当社は、本社債の額面金額について直ちに償還しなければならない。

- (3) 繰上償還

- (イ) クリーンアップコール条項による任意繰上償還

当社は、本社債所持人に対して 3 東京営業日以上の事前の通知を行った上で、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額で繰上償還することができる。但し、株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の株価が下記 11.(4)(ロ)(b)に定める下限転換価額を上回る場合に限る。

- (ロ) 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し下記 12.(1)記載の特約に基づく追加金の支払の必要が生じ、かつ、当社が利用できる合理的な手段によってもかかる支払義務を回避し得ない場合、当社は、いつでも、本社債所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行った上で、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額で繰上償還することができる。

- (4) 本社債所持人による繰上償還請求

- (イ) 一定の事由による繰上償還請求

当社普通株式の上場廃止、当社の合併、株式交換又は株式移転その他本社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、本社債所持人は、その選択により、当社に対し、本社債を額面金額で償還することを、当該償還日の 5 東京営業日以上前に所定の様式の償還通知書に本社債券を添付して支払代理人に預託することによって請求することができる。

(D) 本社債所持人の通知による繰上償還請求

上記(4)(イ)のほか、本社債所持人は、いつでも、その選択により、当社に対し、支払代理人に対して書面による通知を行った上で、本社債の全部を本社債の額面金額で繰上償還することを請求することができる。

(5) 本社債の償還による本新株予約権の消滅

上記(2)ないし(4)により本社債が償還された場合、本社債に付された本新株予約権は消滅する。

(6) 償還場所

下記7.記載の支払代理人の所定の営業所において支払う。

7. 本社債の支払代理人

Deutsche Bank AG London

8. 本社債の担保又は保証

該当なし

9. 払込期日及び発行日

2003年10月15日(ロンドン時間)

10. 発行場所

連合王国ロンドン市

11. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(4)(D)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する本新株予約権の総数

5,000,000,000 個

(3) 本新株予約権の発行価額

無償とする。

- (4) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
- (イ) 本新株予約権 1 個の行使に際して払い込みをなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。
- (ロ) 本新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき 1 株当たりの額（以下「転換価額」という。）は以下のとおりとする。
- (a) 転換価額
当初 93,400 円とする。
- (b) 転換価額の修正
転換価額は、各本新株予約権行使日まで（同日を含む。）の 5 連続取引日の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の最安値に修正される。但し、転換価額が 60,000 円（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また 120,000 円（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。
- (c) 転換価額の調整
転換価額は、当社普通株式の分割・併合の場合に適宜調整される。
- (5) 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値と市場環境等を勘案した本新株予約権の価値を考慮し、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから各本新株予約権 1 個の行使に際して払い込みをなすべき額は本社債の発行価額とし、当初の転換価額は平成 15 年 9 月 25 日の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の終値である 93,400 円とした。
- (6) 本新株予約権の行使期間
2003 年 10 月 16 日から 2006 年 10 月 2 日まで
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件
同一日に当社の発行済株式総数の 5 % を超える当社普通株式を目的とする本新株予約権の行使はできないものとする。
- (8) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件
本新株予約権の消却事由は定めない。

- (9) 本社債に付する本新株予約権の数
本社債券 1 枚に付する本新株予約権の数は 1 個とする。
- (10) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額
本新株予約権の行使により新たに発行する株式の発行価額中、資本に組入れない額は当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
- (11) 本新株予約権の期中行使があった場合の取扱い
本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金（商法第 293 条の 5 による金銭の分配）は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（8 月 31 日及び 2 月末日に終了する各 6 か月の期間をいう。）の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。
- (12) 代用払込に関する事項
本新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その本新株予約権が付された本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額の全額の払い込みがなされたものとし、かつ本新株予約権が行使された際には、かかる請求がなされたものとみなす。
- (13) 本新株予約権の行使の効力
下記 16.(1)記載の新株予約権行使受付代理人に本社債券及びその他行使に必要な書類が預託され、その他行使に必要な条件が満たされた日の午後 11 時 59 分（ロンドン時間）に本新株予約権の行使があったものとみなされ、従って、本新株予約権の行使の効力は、かかる時刻（日本においては当該時刻に相当する翌日における時刻）に発生する。

12. 特約

(1) 追加支払

本社債に関する支払につき、日本国又はその他日本の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法により要求される場合、当社は、本社債の要項に従い、一定の日本国非居住者又は外国法人である本社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加金を支払う。

(2) 担保設定制限

本社債が残存する限り、当社は、自ら又はその連結子会社をして、以下に定義する外債を担保するために、当該外債の所持人の利益のために、その現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる質権、先取特権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、かかる外債に付されたのと同じ担保、本社債の所持人にとって著しく不利益でない

担保又は保証もしくは本社債の所持人が書面により承認した担保又は保証を本社債に基づく
当社の債務にも付す場合はこの限りではない。

本項において、「外債」とは、当社又はその連結子会社が発行するボンド、ディベンチャー、
ノートその他これに類する証券でそのうち満期が1年を超えるもののうち、(a) 外貨払の証券
もしくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券、又は(b)円貨建の証券又は円貨
払の証券で、当社もしくはその連結子会社により又は当社もしくはその連結子会社の承認を得
てその額面総額の過半が当初日本国外で販売されるもの（又は当該外債に係る保証、補償、そ
の他同様の債務）をいう。

13. 準拠法

英国法

14. 募集地域

欧州

15. 募集方法

Deutsche Bank AG London に対する第三者割当による。

16. 新株予約権行使受付代理人及びカストディアン

(1) 新株予約権行使受付代理人

上記 7.記載の支払代理人に同じ

(2) カストディアン

Deutsche Bank AG London

17. 授権株式数の留保

当社は、いかなる時においても、残存する本新株予約権の全部が行使された場合に発行される
株式数を、当社の授権済未発行株式中に留保する。

18. 手取金の使途

本社債の発行手取金は、運転資金に充当する。

19. 諸契約

本社債の発行に関し、当社は引受契約及び代理契約を締結する。本取締役会に提出された同各
契約書案を承認し、当社の代表取締役又は代理人に対し、同各契約書の作成（必要な修正を含
む。）署名及び交付並びに本社債の発行に関し、必要な一切の書類の作成、署名、交付その他
一切の行為をなす権限を授与する。当社代表取締役に対し、さらに代理契約に添付の様式（必
要な修正を加えた後）による包括社債券及び本社債券を作成し、自署又は複写式によりこれに
署名し、これを交付する権限を与える。かかる複写式による署名は当社代表取締役の署名とし
て有効なものとし、その包括社債券又は本社債券の交付の時に同人が当社の代表取締役の職に

ないときでも当社の代表取締役の署名として完全に効力を有するものとする。上記のほか、当社代表取締役は本社債発行に関する必要なその他の事項の決定を含め必要な一切の行為をなす権限を有するものとする。

20．その他本社債の発行に関する事項については、上記契約書に定めるところによる。

21．本社債の発行は、日本国及びその他関係諸国における各種の法令に基づく届出及び許認可を条件とする。

(御参考)

1 資金使途

(1) 調達資金の使途

今回手取概算額 4,975 百万円については、運転資金に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

ございません。

(3) 業績に与える見通し

軽微であります。

2 株主への利益配分等

当社は過年度より配当を実施しておりません。今後における株主への配当政策については、重要な経営課題と認識しておりますが、企業体質の強化および子会社を通じて積極的に展開するブロードバンド事業に備えた資金の確保を優先する方針であります。将来においては、経営成績および財政状態を勘案しつつ、利益配当および株式分割等の株主還元策を検討していく方針であります。

3 その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

今回の資金調達を実施することにより、直近(平成15年8月末)の発行済普通株式数に対する潜在普通株式の比率は4.68%となる見込みです。

(注) 潜在普通株式の比率は、既に発行されている商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債及び今回発行する新株予約権付社債が当初転換価額で全て行使された場合に交付される株式数を直近の発行済株式数で除したものです。

当初転換価額 : 93,400 円 (平成15年9月25日の大証終値)

発行済普通株式数 : 1,196,238 株 (15年8月末現在)

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去3決算期間の発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成13年4月25日	216,000	1,195,888	12,852	17,945	27,756	27,756	有償一般募集 (ブックビルディング方式) 発行価格 200,000円 引受価額 188,000円 発行価額 119,000円 資本組入額 59,500円
平成12年9月1日～ 平成13年8月31日	350	1,196,238	12	17,957	11	27,767	新株引受権の権利行使による増加

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成13年8月期	平成14年8月期	平成15年8月期	平成16年8月期
始 値	130,000 円	43,200 円	27,190 円	59,600 円
高 値	200,000 円	73,900 円	59,300 円	101,000 円
安 値	45,900 円	20,000 円	14,000 円	54,200 円
終 値	46,100 円	27,100 円	58,900 円	93,400 円
株価収益率	51.76 倍	- 倍	- 倍	- 倍

(注)1 平成16年8月期株価については、平成15年9月25日現在で表示しております。

2 平成13年8月期の始値は、上場日時(平成13年4月25日)の株価を記載しております。

3 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を1期前の決算期末の1株当り当期純利益で除した数値です。

4 平成14年8月期の株価収益率につきましては、1株当り当期純損失を計上しているため、記載しておりません。平成15年8月期の株価収益率につきましては、現在、業績数値未確定のため、記載しておりません。

以 上